

## ○工学院大学ファカルティ・ディベロップメント規程

(令和元年7月22日)

改正

(趣旨)

第1条 この規程は、大学院設置基準 第9条の3第2項および大学設置基準 第11条第2項に基づき、工学院大学（以下「本学」という。）において、教職員および学生が授業の内容および方法の改善を図るための組織的な取り組みであるファカルティ・ディベロップメント活動（以下「FD活動」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本学のFD活動は教育開発センターが主管する。

2 本学のFD活動を適切に実施するため、教育開発センターの下に教育改善ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

3 WGについて、構成、審議事項等、その運営に必要な事項は、別に定める細則による。

(所管)

第3条 この規程は、学事部教務課が所管する。

(改廃手続)

第4条 この規程の改廃は、学長が教育開発センターの意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月9日から施行する。（大学設置基準、大学院設置基準改正に伴う第一条の改正）